

労務 ROAD

■エイジフレンドリー補助金のご案内

エイジフレンドリー補助金は、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対し補助を行うもので、令和2年度に創設された補助金です。

補助対象について

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- (3) 労働保険に加入している

補助対象：高年齢労働者の為の職場環境改善に要した経費

(物品の購入・工事の施工等)

補助率：1/2

上限額：100万円(消費税を含む)

※この補助金は事業場の規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います。(すべての申請者に交付されるものではありません)

交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。

対象となる対策

身体機能の低下を補う設備・装置の導入

働く高齢者の健康や体力の状況の把握等

高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育

その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策



申請手続き

- ①補助金交付申請(中小企業事業者)：2021年6月11日～10月31日迄
- ②審査等(コンサルタント会)
- ③交付決定通知の発行(コンサルタント会)
- ④対策の実施・費用の支払い(中小企業事業者)：交付決定通知受領後に着手
- ⑤実績報告書・清算払請求書(中小企業事業者)：支払いから3ヶ月以内
- ⑥確認、補助金の交付(コンサルタント会)

※詳細についてはエイジフレンドリー補助金事務センターのHPをご確認ください。

(<https://www.jashcon-age.or.jp>)

【厚生労働省より】

VOL. 756
(2107-2)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

皆さん、クレヨンや色鉛筆などの画材に現在『はだ色』がないことをご存じでしょうか。厳密に言えばなくなったわけではなく、その色の呼称が人の肌の色へ固定観念を与える可能性があることから、2000年を境に『うすだいたい色』に変わったそうです。知らなかった方は、ぜひ文房具店で確認してみてください。



7月 労務スケジュール

- ・算定基礎届の提出(～7/12)
- ・労働保険料の年度更新(～7/12)
- ・高年齢および障害者雇用状況報告(～7/15)
- ・賞与支払届の提出(支給から5日以内)